



Title	福祉支出と移民政策：アメリカの州政府が不法移民に対する取り締まりを厳格化する決定要因
Author(s)	石田, 勇貴
Citation	年報 公共政策学, 16, 245-268
Issue Date	2022-03-31
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/84854
Type	bulletin (article)
File Information	16-16_Ishida.pdf



[Instructions for use](#)

【リサーチペーパー】

福祉支出と移民政策： アメリカの州政府が不法移民に対する 取り締まりを厳格化する決定要因

石田 勇貴*

1. はじめに

アメリカ合衆国（以下、「アメリカ」と言う）において、不法移民への対応は合意形成に容易に至らず、変更することが難しい政策分野の一つである。連邦制を採用するアメリカでは連邦政府と州政府の双方が主権を有しているが、移民法の執行権限は連邦政府にあり、不法移民の取り締まり強化を求める市民の声が高まっても連邦政府における合意形成が進まず、市民が望む不法移民の取り締まりが実現しにくいという事態が起こっている。近年は連邦議会の多数政党と大統領の政党が一致しない分割政府が常態化していることに加え、二大政党間におけるイデオロギーの距離が拡大する分極化が進展していることもその理由であると考えられる。他方、不法移民への市民権の付与のような寛容な政策についても、同様に合意形成が困難な状況にある。

連邦政府による不法移民に関する政策が十分に実施されない中、州政府はその権限の範囲内で実現可能な不法移民の取り締まりを模索している。2010年に不法移民の取り締まり強化を目的としてアリゾナ州が制定した移民法（S.B.1070）はその一例で、州政府の主体的な動きにより不法移民に関する政策の変容が起こっている。

そこで、本稿が設定する問いは、州政府が不法移民に対する政策を厳格化する決定要因は何か、である。連邦レベルでの政策変更が起こりにくい不法移民への対応について、どのような条件が満たされれば、州政府は不法移民の取り締まりを厳しく行うようになるのだろうか。本稿では州政府の福祉による財政負担と市民の不法移民に対する感情のそれぞれが、州政府の不法移民取り締まりの強度にどのような影響を与えているかを検証する。

移民の取り締まりに関する先行研究は、政治的要因、経済的要因、人口構成などが取り締まり厳格化を意図した法律の制定や政策の策定という政策形成に影響を及ぼしているかどうかを分析してきた。それに対し、本稿は政策執行に着目し、制定された法

* 北海道大学大学院公共政策学教育部 第14期修了生
Email: yuki.ishida@hops.hokudai.ac.jp

律や政策がもたらす効果も含め、分析を行う。さらに、先行研究では移民全体に対する取り締まり強化に至る決定要因を分析しているが、不法移民を対象を絞った分析は見られない。そこで、本稿は移民の中でも特に不法移民に焦点を当て、州政府が不法移民に対する取り締まりを厳格化するに至るメカニズムを明らかにしたい。

1.1 先行研究とその問題

既存の研究では、不法移民を含む移民の取り締まり強化について、いくつかの重要な要因が指摘されている。まず、移民の取り締まりが強化される方向に移民政策が変更される要因として州政府の財政的負担の増加と経済情勢の悪化を指摘するものが見られる。クリークとヨーダーは、移民法の執行権限を持つ連邦政府機関の一つである移民・関税執行局（U.S. Immigration and Customs Enforcement: ICE、以下「ICE」と言う）と協定を締結した州・地方政府が、ICEの監督下で移民法執行を許可されるという287(g)プログラムに着目した分析を行った。アラスカ、ハワイ、ネブラスカを除く47州の州政府が、2001年から2008年までの間に連邦政府と287(g)プログラムに参加するための協定を締結するという政策を選択した原因を分析した結果、公的福祉支出の増加が287(g)プログラムへの参加と関連していることを指摘している（Creek and Yoder, 2012）。

また、州経済の状況と移民政策の関係を分析したイバラらの研究によると、不況がもたらす州経済へのストレスは、州政府による厳しい移民政策の形成と関連がある。州経済の状況を非農業部門雇用者数、製造業の平均労働時間、失業率、賃金・給与支払額の4つのデータから指標化し、2005年から2012年の期間における州政府による制限的な移民政策の策定数との関係性を分析している（Ybarra, L. M. Sanchez and G. R. Sanchez, 2016）。

他方、市民の感情が政策形成に与える影響を分析した先行研究もある。バツとカーバーグの研究によると、反移民感情は州政府が制限的な移民政策を採用する動機づけとなるが、このような効果は移民問題が顕在化し、社会の注目を集める期間にのみ見られる。同研究では2005年から2011年までの各州の移民政策と移民法を、移民に友好的な内容であるか敵対的な内容であるかという基準で分類し、反移民感情の高まりと移民に敵対的な政策や法が成立することの間に因果関係があるかどうかを考察している（Butz and Kehrberg, 2019）。

同様の視点からヒーローとプルースは、移民の福祉プログラム受給資格に関する州の政策決定に作用する要因を精査している。両氏の研究は、アラスカ、ハワイ、ネブラスカを除く47州について1998年を分析した結果、自身のイデオロギーをリベラルであると認識する市民が多い州では移民にも寛容な福祉政策が採用される傾向にあると述べている（Hero and Preuhs, 2007）。

厳格な移民取り締まり政策が採用される原因として政治的要因を指摘するものも多

く見られる。前述のクリークとヨーダーの研究では、共和党の知事の州は287(g)プログラムへの参加を決定する傾向が強く、知事の政党が287(g)プログラムへの参加と関連していることを指摘している (Creek and Yoder, 2012)。

ジンガーは、不法移民の取り締まりを強化する政策は政党イデオロギーと選挙における懸念という政治的要因によって形成されると論じている。2005年から2011年の期間に州議会が通過させた法案を分析し、保守勢力の強い州ではリベラル勢力が強い州と比較して移民を厳しく取り締まる法案が成立しやすい一方、ヒスパニックの有権者人口の割合が高い州においては共和党が多数派を占める議会でさえも移民を取り締まる法案が通過しにくいことを明らかにした (Zingher, 2014)。

上述した先行研究は分析対象期間を2000年代以降、とりわけ2005年以降に設定し、移民政策の厳格化という事象を州政府による法律の制定または政策の策定状況を数値化することで表現しているものが多い。データの出典としては、全米州議会議員連盟 (National Conference of State Legislatures: NCSL) が2005年以降毎年公表している報告書 (*Immigrant Policy Project Report*) がしばしば使用されている。しかし、2000年代初頭には、2001年の9.11同時多発テロと2003年の国土安全保障省 (U.S. Department of Homeland Security: DHS、以下「DHS」と言う) 設立という、連邦政府及び州政府におけるその後の移民政策に多大な影響をもたらした可能性がある事例が発生しており、この時点が分析対象期間に含まれていないことには改善の余地があると考えられる。

1.2 不法移民という用語の使用に関する留意点

アメリカでは、人々が不法移民に対して持っている印象や評価の多様性を背景に、不法入国者と不法滞在者をどのように呼称すべきかという点で論争がある。第一にこのような人々を「illegal immigrant (不法移民)」と呼ぶ立場があるが、この表現を用いる人に対して、越境した後に懸命にアメリカ国内で生活している人々の苦労を理解しておらず、共感を欠く態度であるとの認識が示されることがある (西山, 2013, p. 13)。第二に、「unauthorized immigrant (無許可移民)」、「out-of-status immigrant (法的資格のない移民)」、「undocumented immigrant (書類不所持移民)」と呼ぶ立場があるが、ガスキンとウィルソンは、このような人々を「連邦政府の許可なしに生活している移民、または滞在期間を超過している移民」と定義している (Guskin and Wilson, 2017, p. 18)。これらのうち、「illegal」という形容詞を人の行為ではなく、人そのものに付ける表現は、その人に犯罪者のレッテルを貼ることになる可能性があり、「undocumented immigrant」は単に合法的な書類を所持していない外国人を表す用語であるとの見解がある (Nelson and Davis-Wiley, 2018, p. 8)。

西山が、「日本のアメリカ研究者の中で「不法移民」という言葉を用いることの妥当性についても議論がある」(西山, 2013, p. 11) と述べているように、不法移民という用語の使用には慎重な態度が求められると言える。本稿はICEによる移民の取り

締まりを分析対象として扱っているが、本稿で言う不法移民は、有効なビザを持たないで入国を試みる人、有効なビザを持たないで入国し滞在を続ける人、有効なビザを持って入国したものの、ビザの期限が切れた後も滞在を続ける人を意味し、「illegal immigrant」の訳語として使用しているのではなく、不法移民に対する筆者の立場を含んでいるものでないことを確認しておく。

2. 移民法の執行をめぐる諸制度

ここでは、移民法の執行権限が連邦政府と州政府の間にどのような形で配分されているのかという点を整理するとともに、有効なビザを持たないで入国を試みる不法入国者や、有効なビザを持って入国したものの、ビザの期限が切れた後も滞在を続ける不法滞在者の取り締まりを行っている組織の概略を説明する。

2.1 執行権限

アメリカは連邦制を採用している国家であり、連邦政府と州政府の双方が主権を有しているため、移民法の執行権限を連邦政府と州政府のどちらが保持しているのかが論点となる。歴史的な流れを見ると、19世紀半ばまでは移民を規制する連邦法は存在せず、各州が独自の移民法を制定・執行していた時代で、移民法の執行権限は州政府に認められていた。こうした状況に変化が生じたのは、1875年のカイ・ラング対フリーマン（*Chy Lung v. Freeman*）事件で示された連邦最高裁判決で、移民規制とその執行が連邦の責務であり、連邦政府が移民を制限する幅広い権限を有しているとされた（大沢，2016，p. 5）。

合衆国憲法修正第10条は、「憲法によって合衆国に委任されなかった権限、及び憲法により州に禁じられていない権限は、各州及び人民に留保される」と規定しているが、移民規制権限が連邦政府にあるとすれば、それは憲法上どのように規定されているのだろうか。川原は、「合衆国憲法において外国人の出入国を管理する権力を直接に承認した規定はどこにもない」こと、「外国人の出入国を管理する能力は合衆国の主権に固有なまたは付随するものであり、憲法の成文上の根拠がなくとも存在するもの」（川原，1990，p. 49）であると述べている。どのような外国人の入国を許可し、または退去強制させるかを決定するという点に関して、主権国家は他国から干渉を受けない排他的な権能を有しており、連邦政府の移民規制権限もまたこの点に根拠を求めることができるのである。

しかしながら、近時においては、連邦政府による不法移民への対策が不十分であるという世論の高まりに加え、連邦議会による不法移民の規制立法が進まない現状に対する市民の不満を受けて、州が独自の規制を設ける動きが活発化している。2010年に不法移民の取り締まり強化を目的としてアリゾナ州が制定した移民法（S.B.1070）は、連邦の外国人登録法の違反に州法による独自の処罰を追加したものであるが、2012年

の連邦最高裁判決では連邦法と州法が抵触しない限り両者の効力が認められ、S.B.1070の一部は違憲とは言えないものの、その他の部分は違憲であると判示された（宮川，2013，pp. 2289-2291）。

2.2 執行機関

連邦政府において、不法移民への対処を所管しているのは国土安全保障省（DHS）である。2001年の9.11同時多発テロは、アメリカの移民政策にとって大きな転換点となる出来事であった。この事件以降、不法移民は国家の安全を脅かす危険因子であることがより強調されるようになり、移民政策とテロ対策、犯罪対策の密接な連携が必要であるとの議論が巻き起こった。このような流れを受けて、DHSは9.11同時多発テロの11日後に組織化に向けた動きが始まり、2002年11月にDHSの設置法案が連邦議会を通過し、2003年3月に運用が開始された。DHSは従前移民法の執行を所管していた司法省移民帰化局（Immigration and Naturalization Service: INS、以下「INS」と言う）を含む22の連邦機関が統合・再編されたものだが、その組織目標を「我々の偉大な国家、アメリカ人、そしてその生き方を攻撃する脅威に団結して立ち向かうこと¹⁾」と定義し、不法移民を国家安全保障と公共の安全に潜在的な脅威を与える存在であると認識している（DHS, 2019b, p. 22）。

DHSは24万人以上の職員を有する巨大な組織であるが、その中で国境の警備、入国管理を担当しているのが関税・国境警備局（U.S. Customs and Border Protection: CBP、以下「CBP」と言う）で、不法滞在者の逮捕・拘留・強制退去業務を担当しているのが移民・関税執行局（ICE）である。CBPは陸路国境及び海岸線からの不法移民の流入に対処し、ICEは入国した不法移民やビザの有効期限が切れた後も滞在を続ける不法滞在者への対処を行うというのが基本的な役割分担であるが、両者の役割は重複する部分も多いと見られている（鈴木，2012，pp. 60-61）。なお、米墨国境、米加国境、及び海岸線の警備を行っているのは、CBPの一部門である国境警備隊（U.S. Border Patrol: USBP）である。

3. 理論と仮説

本稿の目的は、州政府が不法移民に対する政策執行を厳格化するに至る決定要因を解明することにある。不法移民の取り締まりは多くの州にとって関心度の高い政策分野であるが、州政府が不法移民の取り締まりを強化しようとする場合に、その方策は立法府である州議会による新たな法律の策定または既存の法律の改定という形での政策形成と、行政府である州政府による政策執行の2つに大別できる。このうち、本

1) 出典：U.S. Department of Homeland Security, Official website of the Department of Homeland Security, “Mission” [<https://www.dhs.gov/mission>]（2021年1月24日最終閲覧）。

稿では州政府による政策執行に焦点を当てて分析を行う。その理由は、州政府は州議会で成立した法律を遵守し、これを誠実に執行する義務を有するが、一方で州政府が法を執行する段階で法の趣旨に反しない範囲内でどの程度の水準で法を執行するのかという点に関しては州政府に裁量の余地が残り、法律はその制定時に想定されていた機能を十分に発揮できない可能性があるためである。そこで、実際に法が執行された結果に着目することで、不法移民に対する政策執行の厳格化をより適切に測定できると考えられる。

本稿では、不法移民に対する取り締まりの強度を表す指標として、ICEによる逮捕者数に着目する。不法移民の取り締まりは、CBPが所管する陸路国境及び海岸線からの不法移民の流入への対応と、ICEが所管する、入国した不法移民やビザの有効期限が切れた後も滞在を続ける不法滞在者への対応の2つに大別できるが、ICEによる逮捕者数に着目する理由は以下の2点にある。

第一に、CBPによる国境地帯での逮捕者数は、メキシコ国境から不法入国を試みる人々の数による影響を受ける可能性があるためである。メキシコ国境からの不法移民の流入が増えれば、CBPの人員数や予算など他の条件が同じであっても、これに対応して逮捕者数の増加が見られる傾向にあると推察される。そのため、CBPによる逮捕者数を指標とした場合、この数値が増加しても、これがメキシコ国境からの不法移民流入増加という外的要因に起因するものなのか、州政府の政策変容という内的要因の結果によるものなのかの判別が困難になる。第二に、ICEの活動はアメリカ全土で展開されているため、逮捕者数に関するデータを地理的な偏りを低減して収集することができるためである。CBPの活動はその性質上、主に国境付近で実施されるが、国内における移民法執行を所管する機関であるICEの活動範囲は国境付近に限定されるものではない。

3.1 不法移民の取り締まりにおける州・地方政府の役割

前述のとおり、移民の出入国管理や不法滞在者の逮捕、退去強制処分などの移民法執行に関する権限を有しているのは連邦政府であり、州・地方政府はこうした権限を有していないが、実際には、連邦政府と州・地方政府の両者は相互に連携して不法移民の取り締まりを実施している。連邦政府機関で不法移民の取り締まりを所管しているICEの人員数は、その設立後、現在まで微増に留まり、ICEが効率的に移民法を執行するためには州・地方政府の協力が欠かせない状況にある。

表1は、2005年から2020年までのICEの人員数と予算額、及びICEによる逮捕者数の推移をまとめたものである。ICEによる逮捕者数は2008年に対前年比で約4倍の増加を記録している一方で、人員数の増加率は10%程度に留まっている。また、2008年から2012年までの逮捕者数は毎年30万人を下回ることなく、この間は逮捕者数に関して歴史的に見ても非常に高い水準を保っていた時期であると言えるが、人員数と予算

表1. ICEの人員数と予算額、及びICEによる逮捕者数の推移(2005年から2020年まで)

会計年度	人員数(人)	予算額(千ドル)	逮捕者数(人)
2005	14,600	3,581,328	102,034
2006	16,315	4,206,444	117,316
2007	16,854	4,732,641	83,969
2008	18,621	5,581,217	319,934
2009	20,215	6,054,817	333,171
2010	20,505	5,821,752	333,205
2011	19,931	5,805,420	338,354
2012	20,171	5,982,977	306,559
2013	19,769	5,621,696	241,694
2014	19,332	5,944,463	193,345
2015	19,774	6,188,584	125,271
2016	19,908	6,177,578	114,434
2017	19,465	6,708,238	151,009
2018	20,083	7,452,484	168,424
2019	20,080	7,904,897	-
2020	20,912	8,390,872	-

出典：U.S. Department of Homeland Security, FY 2007からFY 2021までのBudget in Brief, 2012 Yearbook of Immigration Statistics, 2018 Yearbook of Immigration Statisticsをもとに筆者作成。

額に着目すると顕著な増加は見られない。

こうした実情を考慮すると、ICEの人的資源の不足を州・地方政府の協力が補完しているという見方ができる。ICEにとっては人員数の増強を見込めない状況下において、不法移民の取り締まりを強化して逮捕者数を増やすという実績を上げるために、州・地方政府との協力関係を形成し、これらの機関の人的資源の活用を図ることに活路を見出そうとする誘因が働くものと考えられる。移民の取り締まりに州・地方政府が関与することを可能にする仕組みとして、ラッシュは犯罪外国人プログラム(Criminal Alien Program: CAP)、287(g)プログラム、ICEの行政捜査令状(ICE Administrative Warrants)、安全コミュニティプログラム(Secure Communities Program)の4つのプログラムを提示している(Lasch et al., 2018, p. 1723)。

連邦政府は多数のプログラムを用意し、移民の取り締まりを効率的に行うために州・地方政府の協力を引き出そうとしている一方で、西山は、こうしたプログラムには様々な問題が伴っており、多くの州・地方政府は移民法執行への協力を消極的な立場を示すようになってきていると指摘している(西山, 2019, p. 216)。州・地方政府の立場から見ると、問題点が指摘されているプログラムの実施には一定のリスクを負うことが避けられないものの、特に不法移民問題が州政府にとって政治・財政・行政上の課題となっている地域においては、連邦政府と積極的に連携し、移民の取り締まりを強化しようという考えが生じる。連邦政府の移民法執行に州・地方政府が協力的な

態度を取る度合いは、州・地方政府の移民の取り締まりに関する政策方針によって変動し、州・地方政府の政策方針は連邦政府による移民の取り締まりの実績に影響を与える要因であると言える。

3.2 仮説1：州政府の福祉による財政負担と不法移民の取り締まり

そこで本稿では、不法移民の取り締まりに影響を与える要素として、上記のような不法移民をめぐる州政府の政策方針と福祉支出の関係に着目する。福祉支出の動向は、州政府にとって大きな関心事となっている。日本と比較して、中央政府と地方政府間の財政調整機能が手薄なアメリカでは、州政府は政策を実施するための資金の多くを自前で調達する必要があり、福祉支出の増加は他の政策で利用できる財源の減少と連動するため、福祉支出の増加を容認することは州政府にとって重大な政策判断を伴うことになる。また、財政基盤の安定化を図りたい州政府は、より多くの納税を期待できる高所得者層の確保に努めるが、福祉支出の増加を支持しない高所得者は一定数存在する。このような市民の市外への流出を防ぐと同時に、高所得者層の新たな転入の支障にもならない適切な福祉支出の水準を設定することが州政府に求められる。

先行研究では、福祉サービスの水準と移民の動向の関係が明らかにされている。ボージャスは、移民の福祉受給者は福祉を受給していない移民や移民以外の市民と比べて福祉サービスからより高い利益を得られる州に集中すると論じている。移住には多大なコストを要するため、市民の福祉受給者が福祉サービスの充実している州へ移住しようという行動は抑制されるが、移民はアメリカに到達するまでにすでに莫大なコストを負担しており、福祉の充実している州への移動に必要な追加的なコストは相対的に小さく、市民の福祉受給者の場合に作用する抑止力が機能しない (Borjas, 1999)。

州境を挟んで隣接するカウンティ間で福祉サービスの水準に差がある場合、福祉から得られる利益が低いカウンティの住民は、州を越えて福祉から得られる利益が高いカウンティへ移動するかどうかを分析した研究がある。同研究でマキニッシュは、福祉から得られる利益が高い州の州境にあるカウンティの福祉支出は、同州の内陸州、すなわち州境に接していない州と比較して多く、福祉から得られる利益が低い州の州境にあるカウンティの福祉支出は同州の内陸州と比較して少ないと述べ、福祉サービスの水準の違いが移住を生み出す要因であると結論付けている (McKinnish, 2005)。

先行研究で言及されているように、州間における福祉サービスの水準の違いは、福祉受給者の移住を促す誘因となる (Borjas, 1999; McKinnish, 2005)。アメリカの福祉制度は、運営主体が連邦政府であるプログラムと州政府であるプログラムがあり、州政府が運営するプログラムに関しては、受給資格や受給金額など制度設計の権限を州政府が有している。そのため、州ごとに福祉サービスの質や量に差異が生まれ、より条件の良い福祉サービスを受給できる州に福祉受給者は集まる傾向にあるとされる。特に、移民の福祉受給者については移住に要する追加的なコストが相対的に低いこと

から、この傾向が一層強まる (Borjas, 1999)。

ただし、移民の福祉受給については、合法移民と不法移民を区別する必要がある。1996年の福祉制度改革により、不法移民は緊急時の医療などごく一部を除き、福祉・医療サービスの助成を利用できなくなった。アメリカに永住できる資格を持つ外国人 (Legal Permanent Resident: LPR) は福祉サービスの受給資格を持つが、1996年8月22日以降に入国した移民については福祉受給権を有する者であっても、入国後5年が経過しなければ福祉サービスを利用できないと改変された。現行制度の下では、合法と不法の別を問わず、入国後間もない移民が福祉制度を利用することに強い制限が課されている。

ここで留意しなければならないのは、アメリカの国籍制度が出生地主義を採用している点である。合衆国憲法修正第14条第1項は、「合衆国内で生まれまたは合衆国に帰化し、かつ、合衆国の管轄に服する者は、合衆国の市民²⁾」であると規定し、アメリカ国籍を持たない移民の夫婦間に生まれた子であっても、アメリカ国内で生まれた場合、子はアメリカ国籍を取得することが可能である。

同一世帯内に不法移民である親とアメリカ生まれの子が混在している家族は、在留資格混合家族 (Mixed-status Family、以下「混合家族」と言う) と呼ばれ (Taylor et al., 2011, p. 6)、アメリカ国内に多数存在する。両親のいずれかまたは両方が不法移民で、子は市民という形態の家族は混合家族の一例である。2010年3月のCurrent Population Survey (CPS) のデータに基づいてテイラーらが行った推計によると、少なくとも900万人が混合家族の構成員で、約500万人の不法移民の大人は未成年の子がいる家庭に属し、450万人の18歳未満の人々は少なくとも両親の片方が不法移民である家庭の下、アメリカで生まれたとされる (Taylor et al., 2011, p. 6)。

移民のみで構成される世帯は、入国から5年経過するまで福祉受給権を持たないが、混合家族に関しては世帯員のうち市民のみ福祉受給権を持ち、市民である子は両親が市民であるか否かに関わらず、福祉サービスの受給資格を有することになる。混合家族の不法移民の親は福祉受給を認められない一方、子は福祉サービスを受けることができるので、子がより充実した福祉サービスを受けられるよう、親は以下の3点についてより都合の良い州へ移住する誘因を持つ。親にとって都合の良い州とは、①福祉サービスの質と量が充実している、②福祉受給に至る審査が厳しくない、③不法移民の取り締まりが厳しくない、という要件を満たし、子の生活の安定に加え、親にとっても生活しやすい環境が整備されている州であると考えられる。

州政府の立場から見ると、混合家族の流入加速が福祉支出の膨張を招くことを危惧し、混合家族の流入を防ごうとする意図が生まれる。混合家族の流入を牽制する方策

2) 出典：アメリカン・センター・ジャパン「法律」 [<https://americancenterjapan.com/aboutusa/laws/2569/>] (2021年1月24日最終閲覧)。

として、①福祉サービスの質と量を低下させる、②福祉受給に至る審査を厳しくする、③不法移民の取り締まりを強化する、という3点が考えられるが、①または②を実施した場合、混合家族ではない市民の福祉受給者からの反発が予想される。こうした市民の福祉受給者からの反発を抑えつつ、混合家族の流入防止を実現できる有効な手段は、③であると言える。

福祉による財政負担に苦慮する州政府は不法移民の取り締まり強化を通じて、不法移民に厳しい政策を採用する州であることを州外から移住を検討している混合家族に訴求することでその流入を抑止し、財政負担を軽減しようとする可能性がある。

仮説1：州政府の福祉による財政負担が増加すると、不法移民の取り締まりがより厳しく行われるようになる。

様々な種類の福祉制度が運用されている中で、本稿は、生活困窮世帯の支援を目的とした、アメリカにおける公的扶助の中心的なプログラムであり、福祉受給者の集住を防ぐために福祉サービスの切り下げ競争が州間で起こる「底辺への競争 (race to the bottom)」メカニズムが出現しやすいと推察される貧困家庭一時扶助 (Temporary Assistance for Needy Families: TANF、以下「TANF」と言う) に着目する。その理由は以下の2点にある。

第一に、TANFの制度設計に関しては州政府に広範な裁量が認められており、州ごとにTANFから得られる便益の水準に差異が認められるためである。州政府は州の実情を考慮した上で、連邦政府が定める規定に違反しない限りにおいてTANFの受給金額、受給可能年数、収入及び資産の保有上限額などの受給資格要件を独自に設定することができる。2018年時点で無収入の3人世帯の月額受給限度額は、最も少ないミシシッピ州の170ドルから最も多いニューハンプシャー州の1,039ドルまで州ごとに大きな違いがある (Goehring et al., 2019, p.120)。このようなTANFの制度上の特質から、TANF受給者が得られる便益は州によって異なり、すでにTANFを受給している人々または将来的な受給を検討している人々の立場から見ると、より多くの便益を享受できる州を選択するインセンティブが生じることが見込まれる。その結果、他州と比較して便益の提供が多い州にはTANF受給者が集住し、州政府の福祉による財政負担の増加に帰結することが想定される。

仮説1において、福祉サービスに起因して州政府の財政負担が増加する原因を福祉サービスの水準の違いに基づく混合家族の流入増加に求めていることから、福祉サービスから得られる便益が州ごとに異なり、混合家族の流入数の増減に作用しうるTANFを指標として用いることが本稿の分析では最適であると考えられる。

第二に、連邦政府が州政府に交付するTANF補助金はTANF受給者数の増減に関わらず上限が決められており、TANF受給者数が増加した際に州政府の財政に負荷がか

かるという関係性を観察しやすいためである。

TANFは1996年に要扶養児童家庭扶助（Aid to Families with Dependent Children: AFDC、以下「AFDC」と言う）に代わって創設された制度であるが、TANFとAFDCの連邦補助金の仕組みには決定的な違いがある。連邦政府から州政府に交付されたAFDC補助金は、州政府のAFDC受給者に対する支出の一定割合を連邦政府が負担する定率補助金であったのに対し、TANF補助金の場合、州政府によるTANF受給者への支出の大小は考慮されず、連邦政府の補助額は変動しない定額補助金に変更された。また、TANF補助金の使途は生活困窮世帯への現金支給に限定されておらず、就労支援をはじめとする他の事業への流用が認められている。そのため、生活困窮世帯向けの現金支給を絞り込み、これによって捻出した財源を州の政策経費として活用するという戦略を採用することも州の判断により可能となる。

仮説1において、州政府は福祉支出の増加を抑制することを意図して不法移民の取り締まりを強化するという仮説を提示したが、この仮説は州政府が福祉支出の増加に負担を感じる状況にあることが前提となる。例えば、福祉支出が増えたとしても、増加分の全額を連邦政府が負担する場合、州政府の財政負担は増えないだろう。定額補助制度を採用するTANFについては、定率補助制度を採用する福祉プログラムと比較して福祉支出の増加が州政府の財政負担の増加に与える影響がより大きいと考えられる。

3.3 仮説2：市民の不法移民に対する感情と不法移民の取り締まり

市民の感情は、州政府の政策変容の原因となりえる要素の一つである。州政府の政策に対して市民の反発が高まり、これを黙認することができない程度まで高まると、州政府の公職者は次回選挙を意識して市民の感情や意見を考慮する姿勢を示し、これを反映させた形に政策を変更する場合があると考えられる。先行研究では、反移民感情の高まりは、州政府が制限的な移民政策を採用する動機づけとなること（Butz and Kehrberg, 2019）、リベラルな州では移民にも寛容な福祉政策が実施される傾向にあること（Hero and Preuhs, 2007）が指摘され、移民に向けられる市民の感情が悪化すると、州政府は厳格な移民政策を選択する可能性が高まることを示唆している。

前述のとおり、連邦政府及び連邦議会による不法移民への対応が十分でないとの意見が市民から表出される状況が続き、市民が抱く不法移民への感情が否定的な方向に傾斜すると、市民は身近な政府である州政府に不法移民の取り締まり強化を期待するようになる。市民のこうした動きを受けて、州政府側に不法移民の対応を強化し、次期選挙に向けて有権者の支持獲得を目指そうという誘因が働けば、両者の利害が一致し、州政府は不法移民の取り締まりを厳しく行うようになると予想される。

仮説2：市民の不法移民に対する反感が高まると、不法移民の取り締まりがより厳しく行われるようになる。

4. 実証分析

以上の仮説を検証するため、本稿では1996年から2018年までのICEによる州別逮捕者数に影響を与える要因について、統計的手法を用いた分析を行う。

4.1 分析方法と枠組み

本稿における分析の対象期間は1996年から2018年までの23年間である。分析対象期間の始期を1996年とする理由は、第一に2001年の9.11同時多発テロと2003年のDHS設立という以降の移民政策に変化をもたらした事象が起きた時期の前後を分析対象に含めるため、第二にTANFは1996年に創設された制度であることから分析に使用できるデータは1996年以降のみ存在するが、可能な限り多くのデータ数を確保し分析結果の信頼性を高めるためである。

分析の対象地域はアメリカの州のうち、ICEの地区統括事務所が設置されている17州（アリゾナ、カリフォルニア、コロラド、フロリダ、ジョージア、イリノイ、ルイジアナ、メリーランド、マサチューセッツ、ミシガン、ミネソタ、ニュージャージー、ニューヨーク、ペンシルベニア、テキサス、ユタ、ワシントン）及びワシントンD.C.に、ハワイを加えた19地域（18州＋ワシントンD.C.）である。ハワイはICEの地区統括事務所が設置されている州ではないが、分析対象期間のICEによる逮捕者数の数値が他の18地域と同様に整備されていることから、分析対象に加える。なお、ワシントンD.C.は州ではないが、本稿の分析においては州に準ずるものと見なし、本稿で言う「州政府」にはワシントンD.C.政府が含まれることを意味する。

本稿では、上記の19州について1996年から2018年までのICEによる逮捕者数を分析するため、新たなデータセットを構築した。データセットにはICEによる逮捕者数に加え、次節で説明する独立変数が含まれる。本稿の分析データはパネルデータで、分析の単位は州と年の組み合わせである。

本稿の分析手法は重回帰分析で、従属変数及び独立変数に量的変数を、統制変数に量的変数及びダミー変数を含むモデルである。また、パネルデータ分析において問題視される個体間の不均質性と時期による違いに対処するため、本稿では固定効果モデルを採用する。アリゾナ州をベースカテゴリとする州ダミー、及び1996年をベースカテゴリとする年ダミーの両方をモデルに投入する。なお、各変数の記述統計は表2のとおりである。

表2. 記述統計

変数名	観測数	平均値	標準偏差	中央値	最小値	最大値
逮捕者数（千人単位）	437	8.37	11.81	4.58	0.06	79.87
TANF支出負担額	437	34.03	32.41	22.69	2.50	188.37
市民イデオロギー	396	54.13	14.02	53.23	16.84	90.54
共和党の知事	437	0.55	0.50	1.00	0.00	1.00
共和党の大統領	437	0.39	0.49	0.00	0.00	1.00
失業率	437	5.78	1.89	5.40	2.40	13.30
貧困率	437	12.70	3.54	12.10	5.70	24.10
ヒスパニック人口割合	437	0.14	0.10	0.10	0.02	0.39
州人口（対数）	437	15.75	0.96	15.74	13.16	17.49
ラグ付き従属変数	437	8.13	11.69	4.41	0.06	79.87

4.2 データ

4.2.1 従属変数

本稿では、不法移民に対する取り締まりの強度を表す指標として、ICEによる逮捕者数を使用する³⁾。ICEによる逮捕者数は、DHSが発行している年次報告書（*Yearbook of Immigration Statistics*）により確認することができる⁴⁾。2006年から2018年までの逮捕者数は、法執行・退去強制業務（Enforcement and Removal Operations: ERO、以下「ERO」と言う）と国土安全保障調査（Homeland Security Investigations: HSI、以下「HSI」と言う）の合計値、2003年から2005年はHSI単独の数値である。DHSは2003年にINSの組織改編により設立された機関であるため、2002年以前の数値はINSの調査プログラム（Investigations Program）による逮捕者数である。逮捕者数はICEの地区統括事務所ごとに集計されているが、本稿ではそれを州別に整理した。例えば、カリフォルニア州にはロサンゼルス、サンディエゴ、サンフランシスコの3か所の地区統括事務所があるが、これらの逮捕者数を合算してカリフォルニア州の逮捕者数とした。

- 3) 本稿の分析において、ICEによる逮捕者数の中に不法移民がどの程度含まれているかという点は捕捉できていない。ICEの逮捕に関する主要プログラムであるEROの目的について、ICEは「社会の安全と移民法の整合性に危害を加える外国人の逮捕及び退去強制を通じて、国土を守ること」（ICE公式ホームページ）であると述べ、逮捕の対象は不法移民に限定されず、合法移民も含まれると解釈できる。そのため、ICEによる逮捕者数を不法移民・合法移民別に確認したいところであるが、ICEが逮捕した不法移民の人数に関する信頼性の高いデータを現状では見つけることができず、不法移民の逮捕者数だけに絞った分析の実現には至らなかった。
- 4) 出典：U.S. Department of Homeland Security, “Yearbook of Immigration Statistics” [<https://www.dhs.gov/immigration-statistics/yearbook>]（2021年1月24日最終閲覧）。

4.2.2 独立変数

本稿では、①州民1人あたりの年間TANF支出負担額、②市民イデオロギーという2つの独立変数を使用する。

4.2.2.1 州民1人あたりの年間TANF支出負担額

前節で提示した仮説1は、州政府の福祉支出増加と不法移民の取り締まり厳格化の間に因果関係があるかどうかを問うものであるが、州政府の福祉支出増加を表す指標として、州民1人あたりの年間TANF支出負担額（以下「TANF支出負担額」と言う）を用いる。TANF支出負担額の積算方法は、次のとおりである。

$$1 \text{ 世帯あたりの TANF 年平均支給額} \times \text{支給世帯数} \div \text{州人口}$$

このような計算を州ごとに行い、算出した数値がTANF支出負担額である。州政府が1年間に1世帯あたりに支給するTANFの平均金額に支給世帯数を乗じることで州政府の年間TANF支出額を積算し、この数値が大きくなるほど州政府の福祉による財政負担が増すことを意味する。加えて、州の人口規模の変化による影響を補正するため、州政府の年間TANF支出額を州の人口で除する。例えば、A州の2000年と2010年における年間TANF支出額が同額でかつこの期間にA州の人口が2倍に増えた場合を考えると、A州の財政規模の拡大が見込まれ、州政府の年間TANF支出額は変わらなくても負担感は2010年の方が軽減されていると推察される。

1世帯あたりのTANF年平均支給額は、保健福祉省（U.S. Department of Health and Human Services: HHS、以下「HHS」と言う）がホームページ上で公表しているTANFによる現金支給（Cash Assistance）の月平均支給額⁵⁾に12を乗じ、年平均に換算した数値を使用した。支給世帯数もまたHHSによる公表値を使用した。これは会計年度（10月から翌年9月まで）内の各月の受給世帯数を平均化した値で、HHSのホームページから入手できる⁶⁾。州の人口データは、国勢調査局がホームページ上で公表している数値を使用した⁷⁾。

5) 出典：U.S. Department of Health and Human Services, Office of Family Assistance, “Characteristics and Financial Circumstances of TANF Recipients, Fiscal Year 2017” [https://www.acf.hhs.gov/ofa/resource/characteristics-and-financial-circumstances-of-tanf-recipients-fiscal-year-2018]（2021年1月24日最終閲覧）。

6) 出典：同上。

7) 出典：(2010-18) U.S. Census Bureau, “State Population by Characteristics: 2010-2019” [https://www.census.gov/data/datasets/time-series/demo/popest/2010s-state-detail.html]; (2000-09) U.S. Census Bureau, “State Intercensal Tables: 2000-2010” [https://www.census.gov/data/tables/time-series/demo/popest/intercensal-2000-2010-state.html]; (1997-99) U.S. Census Bureau, “Statistical Abstracts Series” [https://www.census.gov/library/publications/time-series/statistical_abstracts.html]; (1996) U.S. Census Bureau, “1990s: County Tables” [https://www.census.gov/data/tables/time-series/

4.2.2.2 市民イデオロギー

前節で提示した仮説 2 は、市民の不法移民に対する感情と不法移民の取り締まり厳格化の間に因果関係があるかどうかを問うものであるが、市民の不法移民に対する感情を表す体系的なデータは管見の限り存在しない。そこで、本稿では指標として、ベリーの論文「Measuring Citizen and Government Ideology in the American States, 1960-93」で紹介されている市民イデオロギー (Citizen Ideology) を使用する (Berry et al., 1998)。移民の福祉プログラム受給資格に関する州の政策決定に作用する要因を分析した先行研究は、自身のイデオロギーをリベラルであると認識する市民が多い州では移民にも寛容な福祉政策が採用される傾向にあると述べており (Hero and Preuhs, 2007)、市民イデオロギーと移民に対する政策形成の間に関連があることを示している。

市民イデオロギーは利益団体による連邦議会議員のイデオロギー評価に着目して作成された指標で、0 から 100 までの数値を取る。0 は最も保守的な立場、100 は最もリベラルな立場を意味する。積算方法は、①州内の選挙区ごとに利益団体が評価した現職議員のイデオロギー値に選挙での得票率を乗じた値を算出する、②州内の選挙区ごとに対立候補のイデオロギー推計値に選挙での得票率を乗じた値を算出する、③「①」と「②」を合算し、選挙区ごとのイデオロギー値を算出する、④州内全選挙区のイデオロギー値の平均値を算出し、これを市民イデオロギーとする (Berry et al., 1998, pp. 330-331)、という流れである。

4.2.3 統制変数

本稿では、①政治的要因、②経済的要因、③人口構成の 3 種類の統制変数を投入する。

第一に、政治的要因として州知事の政党と大統領の政党を統制変数とする。知事の政党は、共和党の知事ならば 1、共和党以外の知事ならば 0 とするダミー変数で、全米州知事会 (National Governors Association) のホームページに掲載されているデータを参照した⁸⁾。大統領の政党は、共和党の大統領ならば 1、共和党以外の大統領ならば 0 とするダミー変数である。

第二に、経済的要因として失業率と貧困率を統制変数とする。失業率はパーセント表示を用い、0 から 100 までの範囲で変動する量的変数である。データの出典は、労働統計局 (U.S. Bureau of Labor Statistics) である⁹⁾。貧困率も同様にパーセント表示を用い、0 から 100 までの範囲で変動する量的変数である。データの出典は、国勢調査

demo/popest/1990s-county.html] (2021年1月24日最終閲覧)。

8) 出典：National Governors Association, “Governor” [https://www.nga.org/governors] (2021年1月24日最終閲覧)。

9) 出典：U.S. Bureau of Labor Statistics, “Archived News Releases” [https://www.bls.gov/bls/news-release/home.htm#SRGUNE] (2021年1月24日最終閲覧)。

局 (U.S. Census Bureau) である¹⁰⁾。貧困率の定義は、世帯員の人数と世帯員に含まれる18歳未満の子の人数によって設定される年間所得を下回る世帯の割合で、2019年の18歳未満の子2人を含む4人世帯の場合、年間所得25,926ドルに達しない世帯が貧困世帯と数えられる。

第三に、人口構成としてヒスパニック人口の割合と州の人口を統制変数とする。ヒスパニック人口は州の人口に占めるヒスパニック人口の割合を数値化したもので、0から1までの範囲で変動する量的変数である。データの出典は、国勢調査局である¹¹⁾。州の人口は自然対数に変換して用いる。

4.3 分析結果

分析結果は表3のとおりである。モデル1は、前章で提示したすべての独立変数及び統制変数を含むモデルである。モデル2は、モデル1の変数に加え、ラグ付き従属変数を独立変数に投入したモデルである。ラグ付き従属変数は従属変数を1年前にずらした変数で、本稿では従属変数の期間が1996年から2018年までであることから、ラグ付き従属変数は1995年から2017年までの従属変数と同値となる。ラグ付き従属変数を投入する理由は、時点が異なる誤差項間の自己相関に対する制御を強め、分析結果の頑健性を担保するためである。

分析の結果、州政府の福祉による財政負担の増加は、不法移民の取り締まり強化に統計的に有意な影響を与える要因であることが判明した。モデル1は、州民1人あたりのTANF支出負担額が増加すると、ICEによる逮捕者数が増加することを示している。有意水準5%で有意な結果が得られ、回帰係数は0.092、係数の95%信頼区間の下限値は0.0168、上限値は0.1673といずれも正の値である。すなわち、州民1人あたりのTANF支出負担額が年間1ドル増えると、ICEによる逮捕者数が約92人増えるということになる。また、ラグ付き従属変数を独立変数として投入したモデル2で、TANFは5%水準でわずかな差で有意ではなかったが ($t=1.955$)、10%水準では有意であることから、州民1人あたりのTANF支出負担額が増加すると、ICEによる逮捕者数が増加するという分析結果に頑健性が認められる。

一方で、市民イデオロギーと不法移民の取り締まり強化の間には統計的に有意な関係性は認められなかった。仮説2において市民の不法移民に対する反感が高まると、不法移民の取り締まりがより厳しく行われるようになるとの理論を提示したが、自身の政治的立ち位置をリベラルであると認識している市民が多い州で不法移民への取り締まりが緩和されるという結果は得られなかった。

10) 出典：U.S. Census Bureau, “Historical Income Tables: People” [<https://www.census.gov/data/tables/time-series/demo/income-poverty/historical-poverty-people.html>] (2021年1月24日最終閲覧)。

11) 出典：注7と同じ。

表3. 分析結果

	従属変数	
	逮捕者数（千人単位）	
	(1)	(2)
TANF 支出負担額	0.092** (0.038)	0.047* (0.024)
市民イデオロギー	-0.024 (0.094)	-0.097* (0.058)
共和党の知事	2.078*** (0.719)	1.133** (0.448)
共和党の大統領	6.573* (3.474)	6.315*** (2.156)
失業率	0.308 (0.441)	0.062 (0.274)
貧困率	0.175 (0.275)	0.108 (0.171)
ヒスパニック人口割合	88.935** (44.029)	-3.802 (27.598)
州人口（対数）	-5.169 (9.301)	-3.487 (5.772)
ラグ付き従属変数		0.773*** (0.033)
切片	56.64 (137.248)	56.152 (85.158)
観測数	396	396
自由度調整済み決定係数	0.774	0.913

備考： *p<0.1; **p<0.05; ***p<0.01
(注) 回帰係数（括弧内は標準誤差）を示す。

本稿の分析では固定効果モデルを採用し、州ダミーと年ダミーの両方をモデルに投入した¹²⁾。1996年をベースカテゴリーとして年ダミーを入れたところ、2008年と2009年を除き、2002年から2012年まですべて有意な結果が得られ、この間は年による違いの影響が見られたと言える。先行研究は分析対象期間を2000年代以降に設定しているものが多いが、本稿は分析対象期間の始期を1996年とすることで、2001年の9.11同時多発テロと2003年のDHS設立という移民政策に甚大な変化をもたらさう年の存在を考慮に入れ、年の違いによる影響が現れる前の時期も分析対象に含めた。予想したとおり、2002年から2012年までの期間（2008年と2009年を除く）については時期効果が認められ、2002年から2007年までは負の効果、2010年から2012年までは正の効果が見

12) 州ダミーと年ダミーの分析結果は、付録表1を参照。

られた。これは、9.11同時多発テロやDHS設立の影響を受けて、2002年以降当面は国境警備に取り締まりの重点が置かれていたが、徐々に国内で居住する不法移民の取り締まりに力点に変化したものと考えられる。

5. おわりに

本稿では、州政府が不法移民に対する政策執行を厳格化するに至る決定要因を明らかにすることを目的として量的分析を行った結果、州政府の福祉による財政負担の増加が州政府による不法移民の取り締まり強化に影響を与える要因であるという結果が得られた。一方で、不法移民に対する市民の感情は、州政府の不法移民取り締まりの厳格化に影響を与える要因であるとの結果は得られなかった。

先行研究は州政府による政策形成に着目してきたが、本稿は、ICEによる逮捕者数という実際に移民法が執行された結果に焦点を当てることで、制定された法律や政策の帰結も分析に含めることができた点に先行研究との違いがある。後述するように、本稿の分析の結果は先行研究と一致しない部分もあり、政策形成と執行過程を峻別して分析することの重要性を示している。

本稿は、州政府が不法移民に対する取り締まりを厳格化するメカニズムの解明を試みたが、本稿の分析から得られた結果は、州政府間における福祉サービスの水準の違いが、州政府による不法移民に対する政策執行の様態と関連があることを示している。福祉支出が多い州はすでに大きな財政負担を抱えている状況にあるが、このような州は受給できる福祉サービスの量や質などの条件面が相対的によい州であることから、不法移民を世帯員に含む混合家族が引き寄せられ、その結果さらなる財政負担の増加が懸念される。そこで、不法移民を世帯員に含む混合家族の流入を抑止するために、不法移民の取り締まり強化という政策が実行される。また、福祉による財政負担の軽減を意図して、福祉サービスの水準切り下げや受給資格の厳格化をいう政策を実施した場合、市民の福祉受給者からの反発を招く可能性があるが、混合家族の流入抑止を目的として不法移民への取り締まりを強めることで、このような反発の発生を防ぎつつ、混合家族の流入に起因する福祉支出の増加を抑制しようとしているものと考えられる。

また、本稿において分析対象期間の始期を1996年に設定し、2001年の9.11同時多発テロと2003年のDHS設立による影響を考察したところ、2002年から2012年までの期間（2008年と2009年を除く）については時期による違いが認められ、この間に不法移民の取り締まりの力点が国境警備から国内で居住する不法移民に変化したと推察される。

本稿の分析では、不法移民に向けられる市民の感情と州政府による不法移民に対する政策執行の様態との間に関連性は示されなかった。市民の不法移民に対する反感が高まると州政府は不法移民の取り締まりを厳しく行うようになるとの仮説を設定した

が、仮説どおりの結論は得られなかった。

移民の福祉プログラム受給資格についての州の政策決定に作用する要因を分析した先行研究では、リベラルな州では移民にも寛容な福祉政策が採用される傾向にある(Hero and Preuhs, 2007)と述べられ、市民のイデオロギーは移民に寛容な態度を示す度合いと関連があり、州の政策形成に影響を与える要因であることを示している。この先行研究の結果から、法律の制定や制度の創設という政策形成に対して市民の感情は作用すると言えるが、法律や制度を実施する政策執行に市民の感情が作用しているかどうかという点は、これまで検討されてこなかった。

本稿はこの点を分析対象に含めたが、その結果、不法移民に関する政策執行と市民の感情との間に関連性は見られなかった。その理由は、州政府による不法移民の取り締まりが内包する制約に求められる。州政府は不法移民の取り締まりを目的とした法律や制度を創設する権限を有するが、これらに基づいて政策を執行する段階で、州政府は合衆国憲法及び移民法をはじめとする連邦法から受ける制約を免れない。市民の反移民感情の高まりを背景に州政府が不法移民の取り締まりを厳格化する法律を制定したとしても、この法律が連邦法に抵触しているとの司法判断が下されれば、政策執行の継続が不可能になる。アリゾナ州移民法のS.B.1070の大部分が連邦最高裁で違憲と判示されたように、厳しい取り締まりを可能にする法律ほど連邦裁判所で違憲と判示される可能性が高まり、法律は制定されるものの、執行段階では十分な効果を期待できないという状況が生じるものと考えられる。

ただし、本稿では市民の不法移民に対する感情を測る指標として、市民イデオロギーを用いたことには注意が必要であろう。市民の不法移民に対する感情については、例えば、アンケート調査により市民の意見を集約しているANESの時系列研究(Time Series Study)の2004年、2008年、2012年及び2016年に質問項目として設けられているが、体系的な州別のデータは管見の限り存在しない。市民の感情をアンケート調査などの手法で直接聞き取った結果を指標として用いることで、本稿とは違った分析結果が得られる可能性もある。

最後に、本稿の分析結果は、ヨーロッパの右翼ポピュリスト政党を中心として見られる福祉排外主義的な主張の限界を示唆している。古賀によると、福祉排外主義とは、「政府による社会保障政策を重視しつつも、その対象を「自国民」に限定することで、福祉水準の維持と負担増の回避を両立しようとする政策」を意味する(古賀, 2014, p. 144)。先行研究は、市民の反移民感情の高まりが州政府による制限的な移民法の成立を促進する要因の一つであることを明らかにしている一方、本稿では市民の反移民感情が高まっても、州政府が不法移民の取り締まりを厳格に執行するという結果は得られなかった。この結果から、福祉排外主義を唱える政党が市民の支持を得て躍進し、移民法の改正が行われる状況が発生した場合においても、行政機関による取り締まりが現に強化された事実があるかどうかという点に着目することの重要性を理解できる。

付録表1 分析結果 (州ダミー・年ダミーを含む)

	従属変数	
	逮捕者数 (千人単位)	
	(1)	(2)
切片	56.640 (137.248)	56.152 (85.158)
TANF 支出負担額	0.092** (0.038)	0.047* (0.024)
市民イデオロギー	-0.024 (0.094)	-0.097* (0.058)
共和党の知事	2.078*** (0.719)	1.133** (0.448)
共和党の大統領	6.573* (3.474)	6.315*** (2.156)
失業率	0.308 (0.441)	0.062 (0.274)
貧困率	0.175 (0.275)	0.108 (0.171)
ヒスパニック人口割合	88.935** (44.029)	-3.802 (27.598)
州人口 (対数)	-5.169 (9.301)	-3.487 (5.772)
ラグ付き従属変数		0.773*** (0.033)
カリフォルニア州	20.854 (15.076)	10.402 (9.364)
コロラド州	4.240 (3.797)	-0.360 (2.364)
ワシントンD.C.		
フロリダ州	9.932 (12.999)	3.858 (8.070)
ジョージア州	19.572 (12.215)	1.058 (7.619)
ハワイ州	-1.625 (11.559)	-5.492 (7.174)
イリノイ州	16.963 (12.624)	4.630 (7.850)
ルイジアナ州	14.793 (9.160)	-3.322 (5.735)
メリーランド州	12.013 (9.893)	0.366 (6.158)
マサチューセッツ州	9.462 (10.438)	0.930 (6.487)
ミシガン州	16.210 (14.744)	0.530 (9.172)
ミネソタ州	15.524 (10.309)	-0.971 (6.435)
ニュージャージー州	5.901 (9.088)	1.876 (5.641)
ニューヨーク州	9.881 (15.180)	3.843 (9.422)
ペンシルベニア州	18.018 (16.105)	1.900 (10.016)
テキサス州	26.442** (11.310)	12.101* (7.043)
ユタ州	3.788 (7.004)	-5.795 (4.364)
ワシントン州	11.035 (9.339)	-0.536 (5.815)
1997年	0.777 (1.934)	-0.232 (1.201)
1998年	1.642 (2.030)	-0.355 (1.262)
1999年	2.854 (2.118)	0.699 (1.318)
2000年	4.033* (2.297)	1.072 (1.431)
2001年	2.702 (2.460)	-0.202 (1.531)
2002年	-4.690** (2.339)	-5.862*** (1.452)
2003年	-4.818** (2.390)	-4.962*** (1.483)
2004年	-5.722** (2.310)	-5.821*** (1.433)
2005年	-5.878*** (2.155)	-5.164*** (1.338)
2006年	-4.947** (2.097)	-3.969*** (1.302)
2007年	-6.598*** (2.111)	-6.250*** (1.310)

	従属変数	
	逮捕者数 (千人単位)	
	(1)	(2)
2008年	-2.688 (1.986)	-0.224 (1.237)
2009年		
2010年	10.681*** (3.567)	9.134*** (2.214)
2011年	10.734*** (3.589)	4.559** (2.242)
2012年	9.245*** (3.546)	2.279 (2.220)
2013年	6.090* (3.549)	0.293 (2.216)
2014年	3.735 (3.588)	0.617 (2.230)
2015年	0.398 (3.666)	-1.006 (2.276)
2016年	0.406 (3.746)	1.759 (2.325)
2017年	2.628 (3.873)	4.771** (2.405)
2018年		
観測数	396	396
自由度調整済み決定係数	0.774	0.913

備考：

*p<0.1; **p<0.05; ***p<0.01

(注) 回帰係数 (括弧内は標準誤差) を示す。

参考文献

- 大沢秀介 (2016) 「移民と憲法問題 —司法は移民規制についてどこまで判断できるか?」
大沢秀介、大林啓吾編『アメリカの憲法問題と司法審査』成文堂。
- 川原謙一 (1990) 『アメリカ移民法』信山社出版。
- 古賀光生 (2014) 「新自由主義から福祉排外主義へ」『選挙研究』第30巻第1号、pp.143-158。
- 鈴木滋 (2012) 「米国の国境管理体制の諸問題」『国際安全保障』第40巻第3号、pp.48-66。
- 西山隆行 (2013) 「アメリカの移民政策における安全保障対策と不法移民対策の収斂」『甲南法学』第54巻第1・2号、pp.1-54。
- (2019) 「アメリカの聖域都市と不法移民問題」『成蹊法学』第91号、pp.207-227。
- 宮川成雄 (2013) 「アメリカ合衆国憲法における移民権限と州法による外国人の規制」『同志社法学』第64巻第7号、pp.2277-2298。
- Berry, William D., Evan J. Ringquist, Richard C. Fording and Russell L. Hanson (1998) “Measuring Citizen and Government Ideology in the American States, 1960-93,” *American Journal of Political Science*, Vol.42, No.1, 1998, pp.327-348.
- Borjas, George J. (1999) “Immigration and Welfare Magnets,” *Journal of Labor Economics*, Vol.17, No.4, 1999, pp.607-637.
- Butz, Adam M. and Jason E. Kehrberg (2019) “Anti-Immigrant Sentiment and the Adoption of State Immigration Policy,” *Policy Studies Journal*, Vol.47, No.3, 2019, pp.605-623.

- Creek, Heather M. and Stephen Yoder (2012) "With a Little Help from Our Feds: Understanding State Immigration Enforcement Policy Adoption in American Federalism," *The Policy Studies Journal*, Vol.40, No.4, 2012, pp.674-697.
- Goehring, Benjamin, Christine Heffernan, Sarah Minton and Linda Giannarelli (2019) *Welfare Rules Databook: State TANF Policies as of July 2018*, Washington, D.C.: The Urban Institute.
- Guskin, Jane and David Wilson (2017) *The Politics of Immigration (2nd Edition)*, New York: Monthly Review Press.
- Hero, Rodney E. and Robert R. Preuhs (2007) "Immigration and the Evolving American Welfare State: Examining Policies in the U.S. States," *American Journal of Political Science*, Vol.51, No.3, 2007, pp.498-517.
- Lasch, Christopher N., R. Linus Chan, Ingrid V. Eagly, Dina Francesca Haynes, Annie Lai, Elizabeth M. McCormick, and Juliet P. Stumpf (2018) "Understanding 'Sanctuary Cities'," *Boston College Law Review*, Vol.59, pp.1703-1774.
- McKinnish, Terra (2005) "Importing the Poor Welfare Magnetism and Cross-Border Welfare Migration," *The Journal of Human Resources*, Vol.40, No.1, 2005, pp.57-76.
- Nelson, Robin Lee and Patricia Davis-Wiley (2018) "Illegal or Undocumented: An Analysis of Immigrant Terminology in Contemporary American Media," *International Journal of Social Science Studies*, Vol.6, No.6, 2018, pp.8-15.
- Taylor, Paul, Mark Hugo Lopez, Jeffrey S. Passel and Seth Motel (2011) *Unauthorized immigrants: Length of residency, patterns of parenthood*, Washington, D.C.: Pew Hispanic Center.
- U.S. Department of Homeland Security (2005) *Budget-in-Brief Fiscal Year 2007*.
- (2006a) *Budget-in-Brief Fiscal Year 2008*.
- (2006b) *2005 Yearbook of Immigration Statistics*.
- (2007) *Budget-in-Brief Fiscal Year 2009*.
- (2009a) *Budget-in-Brief Fiscal Year 2010*.
- (2009b) *Budget-in-Brief Fiscal Year 2011*.
- (2011a) *Budget-in-Brief Fiscal Year 2012*.
- (2011b) *Budget-in-Brief Fiscal Year 2013*.
- (2013a) *Budget-in-Brief Fiscal Year 2014*.
- (2013b) *2012 Yearbook of Immigration Statistics*.
- (2014) *Budget-in-Brief Fiscal Year 2015*.
- (2015) *Budget-in-Brief Fiscal Year 2016*.
- (2016) *Budget-in-Brief Fiscal Year 2017*.
- (2017) *Budget-in-Brief Fiscal Year 2018*.
- (2018) *Budget-in-Brief Fiscal Year 2019*.
- (2019a) *Budget-in-Brief Fiscal Year 2020*.

———— (2019b) *The DHS Strategic Plan Fiscal Years 2020-2024*.

———— (2019c) *2018 Yearbook of Immigration Statistics*.

———— (2020) *Budget-in-Brief Fiscal Year 2021*.

Ybarra, Vickie D., Lisa M. Sanchez and Gabriel R. Sanchez (2016) “Anti-immigrant Anxieties in State Policy: The Great Recession and Punitive Immigration Policy in the American States, 2005–2012,” *State Politics & Policy Quarterly*, Vol.16, No.3, 2016, pp.313-339.

Zingher, Joshua N. (2014) “The Ideological and Electoral Determinants of Laws Targeting Undocumented Migrants in the U.S. States,” *State Politics & Policy Quarterly*, Vol.14, No.1, 2014, pp.90-117.

Welfare Burden and Immigration Policy: Determinants of Stricter Controls on Undocumented Immigrants by U.S. State Governments

ISHIDA Yuki

Abstract

This article aims to investigate the determinants that drive U.S. state governments to impose stricter controls on undocumented immigrants. Through a quantitative analysis, this article examines how each of state governments' financial burden of welfare and citizen sentiment toward undocumented immigrants affect the intensity of controls on undocumented immigrants by state governments.

The analysis shows that an increase in financial burden arising from state government welfare is a factor influencing the tightening of controls on undocumented immigrants by state governments. However, citizen sentiment toward undocumented immigrants does not have a significant influence on the tightening of controls on undocumented immigrants.

Keywords

Undocumented immigrants, financial burden of welfare, citizen sentiment, U.S. state governments